

第53号議案

八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を
改正する条例設定について

八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年八王子市条例第
49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第2項</u>、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項<u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用<u>及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の任期を定めた採用）</p> <p>第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合</u></p>	<p><u>八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第2項</u>、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の任期を定めた採用）</p> <p>第2条</p>

には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、**前項の規定によるほか**、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)～(4) (略)

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 (略)

2 (略)

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

(2)・(3) (略)

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	371,000円
2	418,100円
3	467,900円
4	533,500円
5	608,100円
6	691,900円
7	778,000円

2 任命権者は、**特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて次の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。**

号給	基準となる職務
----	---------

任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)～(4) (略)

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 (略)

2 (略)

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法 **(昭和25年法律第261号)** 第26条の2第1項の規定による承認

(2)・(3) (略)

1	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
4	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で特に重要な職務

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の格付け、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第8条 特定任期付職員に対する八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条第2項及び

第4項並びに第20条の2第1項及び第3項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年八王子市条例第49号）に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「次に掲げる職員」とあるのは「次に掲げる職員及び特定任期付職員」と、第20条の2第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び特定任期付職員」と、「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、「当該管理職員」とあるのは「当該管理職員等」と、同条第3項第1号中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

（給与条例の適用除外）

第9条 給与条例第3条、第4条、第6条の2から第8条まで、第9条の2、第13条から第15条まで、第18条及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

（委任）

第10条 （略）

（委任）

第7条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年八王子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（1週間の正規の勤務時間）	（1週間の正規の勤務時間）
第2条 （略）	第2条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 （平成17年八王子市条例第49号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、	3 八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例 （平成17年八王子市条例第49号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えな

4 週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 (略)	い期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 (略)
----------------------------------------------------	--------------------------------------------

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年八王子市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年八王子市条例第49号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年八王子市条例第49号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) (略)</p>

(八王子市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 八王子市職員の給与に関する条例(昭和26年八王子市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条の2 (略)</p> <p>2 八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年八王子市条例第49号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料の号給の額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 第4条第2項の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員、八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第2項又は第3条の規定により</p>	<p>第4条の2 (略)</p> <p>2 八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年八王子市条例第49号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料の号給の額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 第4条第2項の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員、八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条又は第3条の規定により採用された職員、任期</p>

<p>採用された職員、任期付短時間勤務職員、八王子市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年八王子市条例第5号）第9条第1項第1号の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>付短時間勤務職員、八王子市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年八王子市条例第5号）第9条第1項第1号の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2～4 （略）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部改正）

- 5 八王子市職員退職手当支給に関する条例（昭和38年八王子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は<u>八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成17年八王子市条例第49号）第4条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）の退職手当について定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は<u>八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成17年八王子市条例第49号）第4条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）の退職手当について定めることを目的とする。</p>